

本組合における消防長及び消防署長の資格基準案について

1 概 要

現在、消防長（消防局長）及び消防署長の職に必要な資格は、消防組織法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条第 2 項の規定により政令（市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和 34 年政令第 201 号））で定められている。

平成 25 年 6 月 14 日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）により、消防組織法の一部改正が行われ、消防長及び消防署長の職に必要な資格は、条例で定めることとなった（平成 26 年 4 月 1 日施行）。また、条例で定める消防長及び消防署長の職に必要な資格については、政令（市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令（平成 25 年政令第 263 号。以下「基準政令」という。））で定める基準を参酌することとされている。

消防組織法 改正前	消防組織法 改正後 (平成 26 年 4 月 1 日以降)
第 15 条 (略) 2 消防長及び消防署長は、 <u>政令</u> で定める資格を有する者でなければならない。 (新設)	第 15 条 (略) 2 消防長及び消防署長は、 <u>これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならない。</u> 3 <u>市町村が前項の条例を定めるに当たっては、同項に規定する者の資格の基準として政令で定める基準を参酌するものとする。</u>

2 本組合における消防長の資格基準案

基準政令	本組合資格基準案
<p>基準政令第1条</p> <p>(1) 消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部、消防学校若しくは消防職員及び消防団員の訓練機関における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。</p>	<p>基準政令第1条第1号の「消防職員及び消防団員の訓練機関」を削除し、本組合の資格基準とする。</p> <p>【理由】</p> <p>県内には「消防職員及び消防団員の訓練機関」がなく、また、県外当該機関への職員派遣が想定されないため、当該部分を削除し、本組合の資格基準とする。</p>
<p>(2) 消防団員として消防事務に従事した者で、消防団長の職に2年以上あったものであること。</p>	<p>基準政令第1条第2号は本組合の資格基準としない。</p> <p>【理由】</p> <p>過去に消防団長の職にあったものが消防長に任命された実績がなく、また、本組合は基準政令第1条第1号の資格基準を満たす消防職員が多数存在するため。</p>
<p>(3) 市町村の行政事務に従事した者で、市町村の長の直近下位の内部組織の長の職その他市町村におけるこれと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。</p>	<p>基準政令第1条第3号は本組合の資格基準としない。</p> <p>【理由】</p> <p>過去に市町村の長の直近下位の内部組織の長の職等にあったものが消防長に任命された実績がなく、また、本組合は基準政令第1条第1号の資格基準を満たす消防職員が多数存在するため。</p>

3 本組合における消防署長の資格基準案

基準政令	本組合資格基準案
<p>基準政令第2条</p> <p>(1) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、1年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったものであること。</p>	<p>基準政令第2条第1号を本組合の資格基準とする。</p> <p>【理由】 基準政令を参酌した結果、本組合の実情に見合っているため。</p>
<p>(2) 消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令補以上の階級に3年（消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けた者については、3年から当該教育訓練の課程に応じ消防庁長官が定める期間を控除した期間）以上あったもの（前号に該当する者を除く。）であること。</p>	<p>基準政令第2条第2号は本組合の資格基準としない。</p> <p>【理由】 過去に消防司令補の階級にあったものが消防署長に任命された実績がなく、また、本組合は基準政令第2条第1号の資格基準を満たす消防職員が多数存在しているため。</p>
<p>(3) 消防団員として消防事務に従事した者であって、消防団の副団長の職その他消防団におけるこれと同等以上と認められる職に3年以上あったもので、消防庁長官が定める教育訓練を消防大学校において受けたものであること。</p>	<p>基準政令第1条第3号は本組合の資格基準としない。</p> <p>【理由】 過去に消防副団長の職、又はこれと同等以上と認められる職の者が消防署長に任命された実績がなく、また、本組合は基準政令第2条第1号の資格基準を満たす消防職員が多数存在するため。</p>